平成２２年（フ）第２６３号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目４番41号　田中文化101、前住所兵庫県宝塚市南口２丁目７番24号　サンライフ202
債務者　後藤　育栄
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７７号
広島県尾道市因島中庄町671番地１　フジコーポ２－Ｂ
債務者　水川　智史
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
愛媛県松山市空港通１丁目２番５号　サーパス空港通1203号
債務者　原　たか子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２８９号
愛媛県松山市和泉北２丁目10番11号　メゾン・ド・アーベリール511号
債務者　丹下　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
愛媛県松山市鴨川１丁目６番12号
債務者　安藤　　梓
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３２８号
愛媛県松山市高岡町840番地19
債務者　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３８号
宮崎市大工３丁目61番地　吉富第６ビル403号
債務者　荒川　衣里（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７７号
宮崎市佐土原町上田島4390番地１
債務者　大野　葉子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５号
宮崎市神宮東１丁目６番19号　マンションアリエスカ202号、前住所宮崎市千草町９番19号
債務者　赤星　　將
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６号
宮崎市神宮東１丁目６番19号　マンションアリエスカ202号、前住所宮崎市千草町９番19号
債務者　赤星　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３６号
宮崎市大字島之内7679番地８
債務者　増田安希子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４号
宮崎県日南市吾田東６丁目４番１―701号
債務者　西倉　丈富
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
宮崎県都城市東町14街区19号　アーバン東202
債務者　山形　勝子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１１号
宮崎県都城市山之口町富吉1562番地１　富吉団地51年１号棟３号
債務者　松根美枝子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１１２号
宮崎県都城市都原町10番地４　サンハイコーポ203
債務者　山元　洋文
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１２２号
宮崎県都城市五十町1638番地３
債務者　山元　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８２号
宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字上町40番地
債務者　安藤　俊春
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部